

池田町住情報ステーション管理運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、池田町内に存在する空き家及び空き地並びに賃貸の住情報の有効活用を図り、移住・定住を促進する池田町住情報ステーション（以下「住情報ステーション」という。）の管理運営方法について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「空き家」とは、町内に存在する戸建住宅又は併用住宅のうち、現に居住していない（登録申込日の日から3ヶ月以内に居住しなくなる予定のものを含む。）ものをいう。
- (2) 「空き地」とは、町内に存在する宅地のうち、借地権の設定がされていない（更地又は売却後所有者が更地とするものを含む。）ものをいう。
- (3) 「賃貸」とは、町内に存在する民間の賃貸マンション・アパート・戸建等をいう。
- (4) 「所有者」とは、空き地、空き家、賃貸にかかる所有権者で、売却又は賃貸を行うことができる権利を有するものをいう。

(窓口の設置)

第3条 町長は、住情報ステーションの管理運営に必要な相談窓口を設置しなければならない。

(登録情報)

第4条 住情報ステーションに登録する情報は、空き地、空き家、賃貸の物件概要とする。

(登録の申込み等)

第5条 住情報ステーションに空き地、空き家、賃貸の登録を希望する所有者は、住情報ステーション登録申込書（別記様式第1号）及び住情報ステーション登録カード（別記様式第2号）に次の関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 物件写真
 - (2) 建物平面図
 - (3) 誓約書（法定相続人が申請する場合）
 - (4) 戸籍謄本等法定相続人であることが確認できる書類（法定相続人が申請する場合）
 - (5) その他町長が必要と認める書類
- 2 町長は、前項の規定による登録の申し込みがあったときは、その内容等を確認し、適切であると認めるときは、住情報ステーションに物件概要を登録し、台帳を整備しなければならない。
- 3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、住情報ステーション登録完了通知書（別記様式第3号）により当該申込者（以下「登録者」という。）に通知するものとする。
- 4 町長は、未登録の空き地等で、住情報ステーションにより登録することが適当と認められるものについては、当該所有者に対して当制度への登録を勧めることができる。

(住情報登録事項の変更)

第6条 前条第3項の規定による通知を受けた登録者または媒介契約関係にある管理者は、当該登録の内容に変更があったときは、住情報ステーション登録変更届（別記様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(住情報の登録抹消)

第7条 登録者が当該登録を抹消するときは、住情報ステーション登録抹消届(別記様式第5号)により、町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の届出を受けたときは、速やかに住情報ステーションからの登録を抹消しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、町長は登録情報が適当でないとするときは、住情報ステーションの登録を抹消することができる。

4 前項の規定により住情報ステーションの登録を抹消したときは、住情報ステーション登録抹消通知書(別記様式第6号)により、当該登録を抹消する者に通知するものとする。

(情報提供等)

第8条 町長は、住情報ステーションの登録情報の利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)から相談を受けた時は、住情報ステーション利用相談調書(別記様式第7号)を作成し、登録者が指定した連絡先のうち氏名及び電話番号を公開するものとする。

2 町長は、登録者及び利用希望者が行う空き地等に関する交渉並びに売買契約及び賃貸契約の対価を得てはならない。

(個人情報の取り扱い)

第9条 町長は、住情報ステーションの管理運営により取得した個人情報について、個人情報保護法に基づき、適正に取り扱わなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年11月21日から施行する。

附 則(一部改正)

この要領は、平成28年12月21日から施行する。

附 則(一部改正)

この要領は、平成29年6月21日から施行する。

附 則(一部改正)

この要領は、平成30年3月1日から施行する。